



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑦ ●

住宅改修について

◆◆ 住宅改修費の支給について ◆◆

● 住宅改修とは ～自宅で暮らすためのお手伝い～

介護が必要な状態となっても、「できる限り住み慣れた家で暮らしたい」と願う方も多いと思います。住まいの環境を整備（住宅改修）することで、不便さ・不自由さが解消されると、今まで「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善することもあります。

住宅改修は要介護（要支援）認定を受けられた方が自宅でより自立した生活を送れるよう、手すりの取り付けや段差解消などの小規模な自宅の改修を行ったとき、一人当たりに改修費用（上限20万円）の9割を支給するサービスです。残りの1割は自己負担となります。

【例】10万円の改修を行った場合、9万円は介護保険から支給、1万円は自己負担となります。

● 支払い方法を選択できます

<償還払い>要介護（要支援）認定者が住宅改修にかかった費用を事業者に全額支払ったのち、町から支給する9割分を受け取ることができます。

<受領委任払い>要介護（要支援）認定者が住宅改修にかかった費用の1割分を事業者に支払ったのち、残りの9割分は利用者の委任に基づき、町から事業者を支払います。

● 住宅改修は『事前申請』が必要です

支給を受ける場合、ケアマネジャーなどに相談し、住宅改修の工事をする前に理由書・見積書・見取り図・写真などの必要書類を添付して町に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。

町が要介護（要支援）認定者の心身の状況や住宅の状況などから改修が必要と認めた場合に限り、住宅改修費が支給されます。

● 住宅改修費の支給対象となる改修

	<種類>	<内容の例>
①	手すりの取り付け	廊下、階段、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへの手すりの取り付け
②	段差の解消	廊下、便所、浴室、玄関など各室間の床の段差の解消 玄関から道路までの通路などの段差または傾斜の解消
③	すべり防止のための床や通路面の材料の変更	畳から板製床材・ビニル床材などへ変更 浴室床材をすべりにくい床材へ変更 通路面をすべりにくい舗装材へ変更
④	引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテンなどに取り替え 扉の撤去・ドアノブの変更・戸車の設置など
⑤	洋式便座などへの便器の取り替え	和式便器を洋式便器などへ取り替え
⑥	その他①から⑤の改修に伴って必要となる工事	手すり取り付けのための壁の下地補強 便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化に係る工事は除く）など

※上記以外の住宅改修や新築などは対象外 ※改修できる住宅は介護保険証の住所地に限る

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)